平成２５年（フ）第３２１９号
東京都千代田区一番町９番地　千代田ホーム３階、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区二番町５番地　麹町駅プラザ603号
破産者　日本ランドハウス株式会社
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２２０号
東京都千代田区九段北４丁目１番15号
破産者　アサヒ恒産株式会社
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２２１号
東京都江東区大島７丁目41―４
破産者　高梨　恒英
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２３１号
東京都品川区戸越２丁目５番22号
破産者　株式会社山野井商会
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２３２号
東京都品川区戸越４丁目８－３　平塚荘１Ｆ
破産者　山野井　潔
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２５１号
東京都渋谷区渋谷１丁目１番10号
破産者　株式会社モアデザイニングコーポレーション
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２７０号
東京都中央区勝どき３丁目２番３号―1305、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区浅草橋５丁目18番５号
破産者　ハーベスト株式会社
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２８９号
東京都足立区花畑７丁目10番４―310号
破産者　株式会社芳貴宝飾
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２９０号
埼玉県草加市栄町２丁目８―30―507
破産者　佐藤　恒芳
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２９３号
東京都墨田区千歳３丁目９番６号
破産者　株式会社アドス
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２９４号
東京都足立区梅田７丁目15―４―404
破産者　加藤　　誠
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２９７号
東京都千代田区平河町１丁目７番地３号
破産者　株式会社ユニックモンド
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３２９９号
神奈川県横浜市都筑区池辺町4364番地
破産者　株式会社プラネット
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３００号
東京都町田市原町田３丁目８番６号
破産者　株式会社ワンプレート
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３０６号
東京都新宿区四谷３丁目５番地　シャルム大橋１Ａ号室
破産者　株式会社ハイボル・ジャパン
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３１０号
東京都江戸川区南葛西２丁目３番１―303号
破産者　アルテック東京株式会社
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３１１号
東京都江戸川区南葛西２丁目３―１―303
破産者　鎌田　　壽
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３６２号
東京都足立区古千谷本町３丁目９番10―209号
破産者　有限会社山田土木
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３８８号
千葉県鎌ケ谷市初富137―176
破産者　下川　信一
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３３８９号
千葉県鎌ケ谷市初富137―176
破産者　下川　和子
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４２７号
東京都新宿区西早稲田１丁目14番１―509号
破産者　株式会社ウェブジョイ
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４２８号
東京都新宿区西早稲田１丁目14―１―509
破産者　村田　　亨
1　決定年月日　平成25年７月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部